

随意契約（相手方指定）調書

件名	高齢者デジタルデバイド解消事業業務委託	No.5200314
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	13,343,550円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社マーキュリー (法人番号：6011001053435)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	高齢者デジタルデバインド解消事業業務委託
指定業者 (案)	名称 株式会社マーキュリー 所在地 新宿区西新宿一丁目26番2号 代表者 代表取締役 林 正和
指定理由	<p>本件は、区内にデジタル活用支援員を配置した相談窓口を設置し、高齢者でデジタル機器を利用できる人とできない人の間に生じる情報格差等解消のため、操作方法等の相談に応じる業務を委託するものである。</p> <p>本件に対応する営業種目「情報処理業務」、「その他の業務委託等」のいずれかに登録のある区内業者は53社あるが、過去の同様案件に参加した区内業者はいないことから、地域等級を不問とした制限付き一般競争入札を実施したところ、応札のあった全5社が最低制限価格未満での応札により失格となり、不調となった。</p> <p>そのため、最低価格で応札のあった上記業者へヒアリングを行ったところ、上記業者は、対応可能な額で応札したとのことであった。</p> <p>また、価格の妥当性及び確実な履行体制が確保できるかについて確認したところ、入札額は業務従事者の労働環境が確保された金額であり、実施体制についても、業務品質の低下なく、組織的に確実に履行できる体制を整えているとのことであった。</p> <p>以上のことから、適正な履行が行えると判断し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)